

# 技能実習における林業の特性を踏まえた労働安全対策（農林水産大臣告示の概要）

- 技能実習法施行規則において、特定の職種及び作業に係る事業所管大臣は、当該職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、技能実習の内容の基準や技能実習生の数等について、告示で定められることができる。と規定。
- 林業職種については、労働災害の発生率が高いことを踏まえ、農林水産大臣の告示により、技能実習生の労働安全の確保を図るための要件を設定する。

林業職種における  
上乗せ要件

技能実習法施行規則  
に基づく全職種対象  
の受入れ要件

## 技能実習の内容

- 林業作業に関する**安全衛生講習の実施義務化**
  - 1号実習生については46時間以上、2号実習生については97時間以上を標準
  - 林業職種における技能実習制度運用要領において、詳細に規定

## 技能実習を行わせる体制

- 実習実施者を**安全に実習を行うことができる事業者**に限定
  - 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主
  - 「森林経営管理法」に基づき都道府県知事が公表した民間事業者
- 技能実習指導員を**一定の技能を持つ者**に限定
  - 1～2号実習生には、1級又は2級林業技能士、合格後3年以上の実務経験を持つ3級林業技能士(※)
  - 3号実習生には、1級林業技能士又は合格後3年以上の実務経験を持つ2級林業技能士(※)
  - ※ 林業技能士の有資格者が十分に出るまでの経過措置を設定
- 緊急連絡体制の整備を義務化
- 伐木作業現場における安全指導体制の整備を義務化
- 講習の習熟度の確認を義務化

詳細は次ページ参照

## 技能実習生の数

- 技能実習生の総数を実習実施者の常勤の職員の総数以下に制限

# 林業における技能実習指導員の上乗せ要件について

技能実習指導員は、林業に関する実務経験を有することに加え、

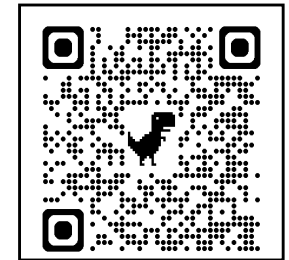
- 1～2号実習生には、1級又は2級林業技能士、合格後3年以上の実務経験を持つ3級林業技能士

- 3号実習生には、1級林業技能士又は合格後3年以上の実務経験を持つ2級林業技能士の資格を持つ者を配置する必要があり、技能実習計画の認定申請時にそれを証する資料の提出が必要。

ただし、経過措置として、令和11年3月末までは、1～2号実習生に対しては7年以上の実務経験者又はフォレストリーダー登録者、3号実習生に対しては10年以上の実務経験者を技能実習指導員とすることが可能。

## 林業技能士とは

- ✓ 職業能力開発促進法に基づく林業技能検定に合格した方を指します。
- ✓ 詳細は以下の試験実施機関HPをご覧ください。



## <注：経過措置の時点の考え方>

指導員に関する経過措置については、令和11年3月末までは経過措置の条件でも指導員となることが可能であることを規定しています。

計画期間を満了する時点が令和11年3月末を超える場合で、経過措置の条件による指導員が配置されている場合は、該当する技能検定を合格した者を指導員とした実習計画に令和11年3月末までに変更する必要があります。（軽微変更届出が必要です）

